# 三重県土地家屋調査士会の情報公開に関する規則

（目　的）

**第１条**　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 111 条第１項の規定に基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が開示する情報の範囲及び公開の方法について定めることを目的とする。

（本会に関する情報）

**第２条**　本会は、本会に関する情報として、次に掲げるものを開示する。

(1)　会則

(2)　役員名簿

(3)　定時総会において承認された事業計画

(4)　定時総会において承認された一般会計並びに特別会計の予算

(5)　定時総会において報告された前年度の事業報告

(6)　定時総会において承認を受けた一般会計並びに特別会計の収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

(7)　支部に関する事項

(8)　その他本会が相当と認めた事項

（調査士会員の情報）

**第３条**　本会は、調査士会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

(1)　氏名。ただし、調査士名簿に職名の記載を受けた者については、その職名

(2)　登録番号

(3)　登録年月日

(4)　事務所の所在地

(5)　本会が行う研修履修事項

(6)　調査士法人の社員である調査士会員については、その所属する法人会員名

(7)　土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 42 条の処分に関する事項

(8)　その他本会が相当と認めた事項

（法人会員の情報）

**第４条**　本会は、法人会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

(1)　名称

(2)　事務所の所在地及び業務範囲

(3)　従たる事務所があるときは、その所在地及び業務範囲

(4)　設立年月日

(5)　従たる事務所のみを有する法人会員については、主たる事務所の所在地

(6)　常駐する調査士会員である社員の氏名

(7)　常駐する社員の本会が行う研修履修事項

(8)　法第 43 条の処分に関する事項

(9)　その他本会が相当と認めた事項

（公開の方法）

**第５条**　情報の公開は、本会の掲示場に掲示、又は本会が運営するインターネット上のホームページに掲載、その他本会が相当と認めた方法で行う。

（公開の期間）

**第６条**　本会は第２条の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なく、これを更新するものとする。ただし、第２条第４号及び第６号に関する情報は要旨を作成して、これを公開することができる。

２　本会は、会員が規則第３条第７号及び第４条第８号の規定に該当したときは、次に掲げる期間これを公開する。

(1)　戒告の処分を受けたとき
　戒告の処分の日から１週間

(2)　業務の停止の処分を受けたとき
　業務停止の処分の日から処分期間終了の日まで

(3)　業務の禁止の処分を受けたとき
　業務禁止の処分の日から連合会調査士名簿の登録抹消の日まで

（連合会への公開の委託）

**第７条**　本会は、第３条第７号並びに第４条第１号及び第８号の情報の公開については、第５条の規定にかかわらず、日本土地家屋調査士会連合会に公開を委託することができる。

（情報公開の中止等）

**第８条**　本会は、会員情報として相当と認めた事項であっても、事実と相違することが判明した場合、その他公開することが不相当であると認める場合には、これを公開せず、又は公開を中止することを要す。

**（規則の改廃）**

**第９条**　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

**（施行期日）**

１　この規則は、平成１５年８月１日から施行する。

**（施行期日）**

１　この規則は、平成１９年８月８日から施行する。